

## ごみ置場協議必要図書

下記図書各二部提出のうえ、資源対策課との協議が必要

### 記

- 1 事前協議書（写）（申請表紙）
- 2 位置図 1 / 2, 500
- 3 土地利用計画図
- 4 ごみ置場詳細図

### ※ ごみ置場設置基準 （清掃施設）

第39条 開発者は、次の各号のいずれかに該当する開発事業を行う場合、一般廃棄物（可燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみ等をいう。以下同じ。）の収集に必要な集積施設を設置しなければならない。

- (1) 阪南丘陵（桃の木台）地区の一戸建て住宅で戸数が5戸以上
  - (2) 前号以外の地区にあっては、一戸建て住宅で戸数50戸以上
  - (3) 共同住宅又は長屋住宅等（以下「集合住宅」という。）で戸数が5戸以上
  - (4) 一定区域内において連たんし、その累積が前3号のいずれかに該当するもの
  - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 開発者は、前項に規定する集積施設について、開発区域の中の収集作業が容易に行える位置に設置しなければならない。ただし、開発区域に接する既設の道路等に面して設置してはならない。
  - 3 開発者は、第1項に規定する集積施設の面積について、一戸建て住宅にあっては、1戸当たり0.3平方メートル～0.5平方メートル、集合住宅にあっては、1戸当たり0.5平方メートル以上を確保しなければならない。ただし、単身者向け住宅にあっては、0.25平方メートル以上とすることができる。
  - 4 開発者は、第1項に規定する集積施設に「可燃ごみ」「資源ごみ」とプレートにより明示しなければならない。
  - 5 開発者は、第1項に該当しない開発事業を行う場合、その開発の目的が住宅の場合にあっては、市長と一般廃棄物の収集方法及び排出場所等を協議しなければならない。
  - 6 開発者は、近隣の市町とまたがる開発事業を行う場合、前各項の規定に関わらず、市長と別途協議し、その指示に従わなければならない。